第１６節　災害時要援護者安全確保体制整備計画

第１項	避難支援に必要な情報の整理
第２項	社会福祉施設、病院等の対策
第３項	在宅要援護者対策
第４項	災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施

《 基本方針 》

災害時要援護者は、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。そのため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年３月　中央防災会議）及び「筑紫野市災害時等要援護者支援制度実施要綱」（平成23年４月施行）に則り、地域毎の災害時要援護者に関する現状把握を含め、近隣住民をはじめとした地域社会で災害時要援護者を支援する体制づくりを推進し、災害時における災害時要援護者の安全確保を図るものとする。

高齢者や障害者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要援護者の安全確保に努める。

（１）　発生時間と対策の対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要援護者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

（２）　行政と地域住民との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって要援護者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

このため、要援護者の安全確保においても自主防災組織等、近隣住民の協力が重要となる。

（３）　要援護者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の動向は増加し、アジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施が必要である。

《 現況/課題 》

市内には老人ホーム等の社会福祉施設が８施設、総合的な病院が11施設、有床診療所が11施設存在している。

災害時要援護者の対象となる65歳以上の高齢者人口は18,504人（平成22年国勢調査）、高齢化率 18.5％である。高齢化の進行に伴って、災害時要援護者数の増加、特に、寝たきり老人や独居老人といった何らかの援助を要する者等（以下、「在宅要援護者」という。その他、自宅療養者や障害者等を含む。）は、確実に増加することとなる。現在、在宅要援護者の所在や人員等についての把握や、組織体制の充実を図っている。

このような在宅要援護者に関しては、福祉や医療の問題にとどまらず、災害時の防災面における地域対応等の問題を抱えている。

第１項　避難支援に必要な情報の整理

《 計画目標 》

１．避難支援に必要な情報の整理

市は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 17 年３月　中央防災会議）及び県が作成した「災害時要援護者避難支援プラン」に則り「筑紫野市災害時等要援護者支援制度実施要網」を制定し、平成23年４月１日から制度を施行している。

第２項　社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

１．組織体制の整備

（１）　組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時での要援護者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

（２）　社会福祉施設、病院等の体制

「要援護者」が利用する社会福祉施設・病院等の経営者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要援護者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

２．防災設備等の整備

（１）　社会福祉施設及び病院等の管理者に対し、災害時における「災害時要援護者」の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。

（２）　社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

（３）　災害発生に備え、災害時要援護者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

第３項　在宅要援護者対策

《 計画目標 》

１．在宅要援護者対策

（１）　防災施設設備等の整備

一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。

（２）　支援体制の整備

1)　一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の要援護者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要援護者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

2)　要援護者自身の災害対応能力及び在宅要援護者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

3)　地域包括支援センターやケアマネージャーと連携して、災害時の在宅要援護者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

4)　人工透析患者に対しては、全国腎臓病患者連絡協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

２．在宅要援護者を考慮した防災基盤の整備

（１）　要援護者自身の災害対応能力及び在宅要援護者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

（２）　福祉ボランティア活動や地域福祉活動の拠点として、総合保健福祉センターを有効に利用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。また、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

（３）　保健、医療、福祉の連携を基盤とした「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の推進等、地域保健医療の充実に努める。

第４項　災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施

《 計画目標 》

１．災害時要援護者への防災教育・訓練等の実施

（１）　要援護者に対する防災教育・訓練の実施

要援護者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

（２）　外国人に対する防災教育・訓練の実施

地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。